

物価高騰に対して、学校・病院・介護保険施設等の給食費への財政措置を求める意見書

4月の消費者物価指数は前年同月比2.1%の伸びとなり、消費税の影響を除けば13年7か月ぶりの高い上昇率となっています。食料品も値上がりが相次ぎ、家計にも負担が大きくなっています。

そうしたなかで、学校給食においても材料費の高騰で事業計画に支障が出る事例が生じており、給食費の値上げや、自治体から公費の繰り入れ、あるいはメニューを変えるなどの対応を迫られています。物価上昇の折に給食費の値上げは家計を圧迫することになり避けなければなりません。地方創生臨時特別交付金等を用いた自治体での支援にも限界があります。学校給食における物価高騰対策を、国の制度として行うことが必要です。

また学校と同じく、事業において給食が欠かせない病院や介護保険施設等における給食材料の購入にも支障が出てきています。これらの施設では、給食材料費に対応する収入の単価が国の制度で決められており、不足が生じても各施設の判断で値上げをすることはできないため、給食の提供が厳しい状況になっています。各制度において、公定の単価で不足する分についての緊急の措置が必要です。

よって国におかれては、以下の通りに財政措置を行われるよう求めます。

記

1. 学校給食の材料費高騰への緊急対策を、国の責任で行うこと。今後も賃金の伸びを上回る物価高騰が続いた場合、給食費の値上げを回避するための自治体の取り組みに継続的支援を行うこと。
2. 病院、介護施設等において、物価上昇のために給食に関する公定単価では不足が生じる場合における緊急の財政措置を行うこと。公定の単価を引き上げる場合は、患者、利用者等の負担増にならない形で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月16日

大和高田市議会